

## 江府町障がい者活躍推進計画

機関名	江府町
任命権者	江府町長
計画期間	令和2年12月24日 から 令和5年3月31日
江府町における障がい者雇用に関する課題	<p>江府町においては、令和元年度における障がい者法定雇用率は達成している。また正規職員募集において、障がい者対象の試験を実施するなど雇用推進の取組を行っている。</p> <p>今後も障がい者の積極的な雇用を図るとともに、障がいのある職員がより働きやすい職場づくりに取り組んでいく。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考 令和元年6月1日時点の実雇用率 1.3%）</li> <li>・評価方法 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</li> </ul>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職を極力生じさせない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方法 人事記録等による把握・進捗管理</li> </ul>
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として人事担当課長（総務課長）を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員として、総務課福利厚生担当を選任する。</li> <li>○障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、江府町安全衛生委員会等が連携体制を構築し、必要な情報共有を図る。</li> </ul>
(2) 人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員に選任されたもの（選任予定の者を含む。）について、鳥取労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習の受講を推進する。</li> <li>○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は鳥取労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加者を募る。（過去に同講座を受講したことが無い職員に限る。）</li> </ul>
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>面談等の機会を通じて、現に勤務する障がい者の能力や希望を把握するとともに、障がい者と業務の適切なマッチングが出来るかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>

③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○基礎的環境（エレベーター、多目的トイレ等）の整備及び維持に努めながら、障がい者の要望を踏まえ、職務環境の改善を図る。</p> <p>○新規に採用した障がい者については、面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p>
(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇制度の利用を促進する。</p>
(4) その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
④その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>